

事前協議2添付図書必要記入事項

【岸和田市開発行為等の手続等に関する条例第7条第1項】

図書		明示すべき事項	申請者 チェック欄
1	委任状	(1). 様式は定めていない。(委任者及び委任を受けるものの住所・氏名を記入し捺印(認印))	
	付近見取り図	(1). 1/2500の地形図等(建設指導課で購入可能)	
	公図の写し	(1). 法務局備え付けの発行後3カ月以内の写し又は転写図等。転写図等を作成した場合は、日付、実施者名を記入 (2). 開発区域(黄色)着色	
2	地積測量図又は丈量図	(1). 法務局備え付けの地積測量図の写し又は申請地丈量図(敷地求積図)	
	土地の登記事項証明書又は登記事項要約書	(1). 法務局発行後3カ月以内のもの(インターネットによる発行は不可)の写しを添付	
3	現況図	(1). 方位 (2). 申請地辺長 (3). 境界名称(道路境界線、官民境界線、隣地境界線、等) (4). 接続道路の種類・名称・幅員(敷地両端かつ幅員変化点に記入) (5). 宅地造成規制区域に該当する場合は現況地盤レベル記入	
4	配置図	(1). 方位 (2). 申請地辺長 (3). 境界名称(道路境界線、官民境界線、隣地境界線、等) (4). 接続道路の種類・名称・幅員(敷地両端かつ幅員変化点に記入) (5). 計画建物の接する地盤レベル (6). 宅地造成規制区域に該当する場合は計画地盤レベル記入	
5	建物平面図	(1). 建物求積表も併せて添付	
	建物立面図		
	建物断面図		
	前面道路断面図	(1). 接続道路が複数となる場合は全て記入	
6	排水平面図	(1). ※配置図に含めてもよい (2). 公共施設(敷地内最終汚水柵・最終雨水柵)の新設・既設の表記 (3). 雨水放流先表記(側溝・本管等)	
	放流先断面図	(1). 敷地内最終雨水柵・最終汚水柵から放流先(側溝・本管等)に至るまでの断面図 (2). ※既設柵の再利用とする場合は添付不要	
7	給水図	(1). ※配置図に含めてもよい	
8	工場危険物調書	(1). 用途上該当する場合は添付必要	
9	建築計画書	(1). 用途上該当する場合は添付必要	
10	事前協議1協議書の写し	(1). 該当する場合は添付必要	
11	工事検査済証の写し、都市計画法第32条協議経過書の写し	(1). 該当する場合は添付必要	
12	開発工事に関する工事の検査済証の写し	(1). 該当する場合は添付必要	
13	宅地造成に関する工事の検査済証の写し	(1). 該当する場合は添付必要	
14	その他	(1). その他必要と認めるもの	

○上記は一般事項ですので、当課及び関係各課との協議により資料の追加、追記事項が発生する場合があります。